

中規模開発事業土地利用方針届出書

令和7年 5 月 16 日

(宛先) 鎌倉市長



住所 藤沢市南藤沢 8-7

事業者 氏名 株式会社セツト 代表取締役 谷 賢一郎 印

電話 0466-24-2478

住所 藤沢市鶴沼桜が岡 4-14-18-201

代理人 氏名 山下設計 山下正臣 印

電話 0466-26-9193

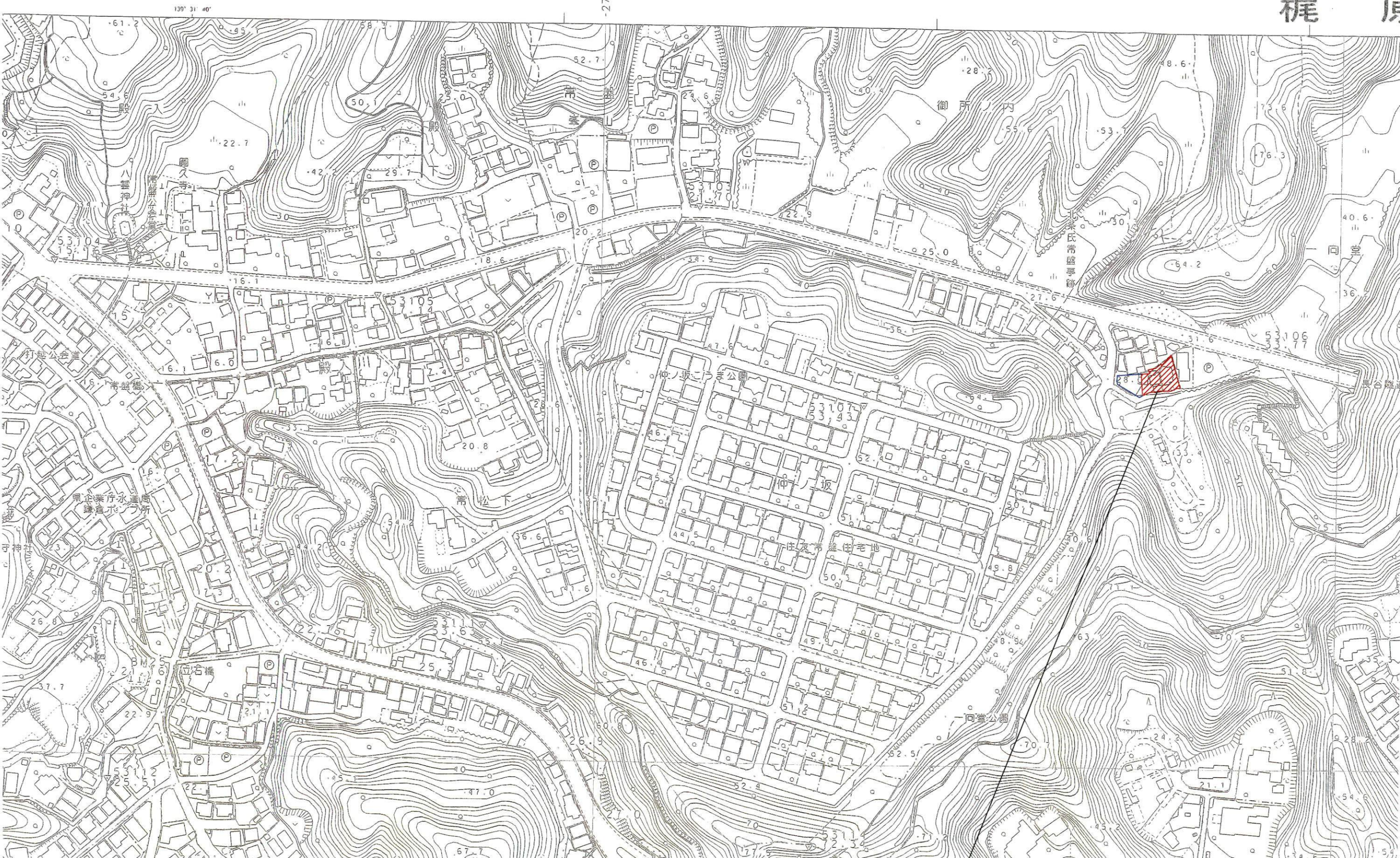
〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業 区 域 の 状 況	事業の目的	☒ 区画の分割	用途 区画数	☒ 一戸建ての住宅用宅地 (2 区画)			
		☐ 共同住宅 (ワンルーム建築物を除く)	棟数		階数		
			戸数		高さ		
	事業区域	☐ その他					
		地名地番	鎌倉市 常盤字一向堂863番16の一部外7筆				
	土地利用規制	面積	418.12	m ²	☐ 公簿	☒ 実測	
		区域区分	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域				
		宅地造成工事規制区域	☒ 区域内 ☐ 区域外				
		風致地区	☒ 第2,3種風致地区 ☐ 区域外				
		用途地域	第一種低層住居専用地域 (容積率 40%) 第一種中高層住居専用地域 (容積率 150%)				
適 用 区 分	保全対象緑地	☐ 区域内 () ☒ 区域外					
	その他						
適 用 区 分	☐ 特定土地利用						
	☐ 条例第2条第1項第6号ア						
	☐ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満						
	☐ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満						
	☐ 条例第2条第1項第6号イ (500m ² 未満)						
	☐ ワンルーム建築物の建築						
	☐ 葬祭場の建築						
	☒ 条例第2条第1項第6号ウ (300m ² 以上500m ² 未満)						
	☐ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1)						
	☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2)						
適 用 区 分	☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1)						
	☐ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2)						
	☐ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域)						
	☒ 土地に関する区画の分割 (すべての地域)						
	☐ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ³ 以上のもの (市街化区域)						
分	切土:	m ³	盛土:	m ³	合計:	m ³	

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。

梶原

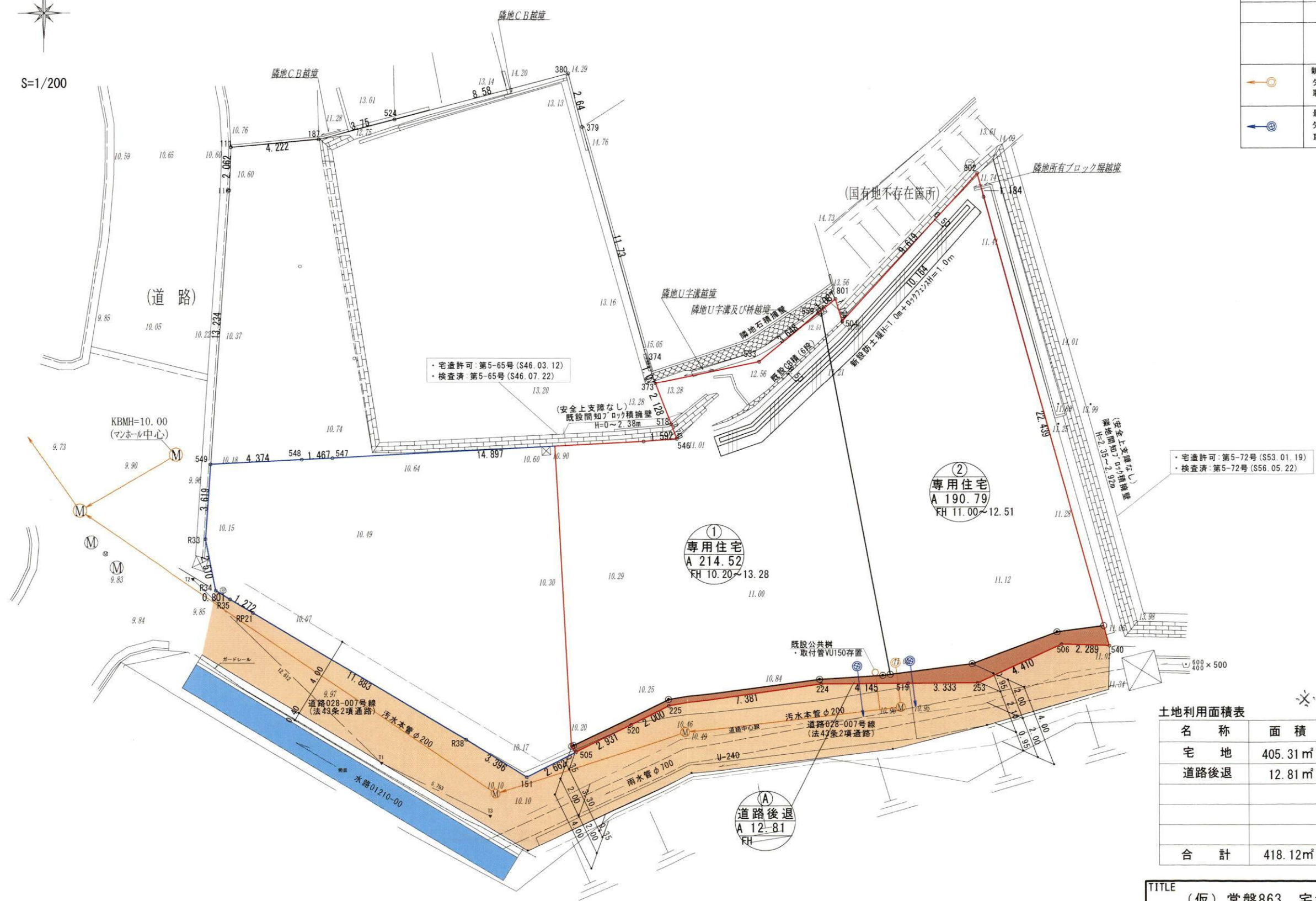


開発区域：鎌倉市常盤字一向堂863番16の一部外7筆

TITLE		DATE	
(仮) 常盤863 宅地開発		2025. 03. 06	
DRAWING		SCALE No.	
開発区域位置図		1/2500	
山下設計		一級建築士事務所 知事登録 第13220号 一級建築士 大臣登録 第121517号 山下正臣	



S=1/200



	開発区域ライン
	区画割ライン
	道路後退
	新設公共樹 塩ビ300φ ダクタイル鋳鉄蓋 取付管 VU150
	最終雨水樹(浸透式)塩ビ300φ×600H ダクタイル鋳鉄蓋 取付管 VU100

土地利用面積表

名 称	面 積	比 率	備 考
宅 地	405.31㎡	96.94%	2区画
道路後退	12.81㎡	3.06%	(A) 市へ寄附
合 計	418.12㎡	100.00%	

TITLE (仮) 常盤863 宅地開発 DATE 2025.04.09

DRAWING 土地利用計画図 SCALE 1/200

山下設計 一級建築士事務所 知事登録 第13220号
一級建築士 大臣登録 第121517号 山下正臣